

## 高知県災害派遣福祉チーム（高知県 DWAT）活動マニュアル改定の方向性

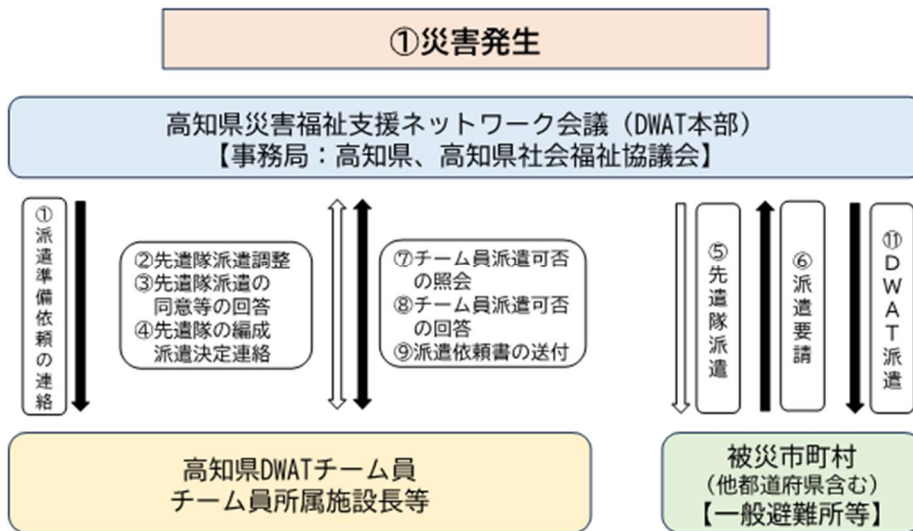
R5.3 ネットワーク会議資料を時点更新

マニュアルに影響する国等の動き	R5 年度マニュアル改定項目（予定）
「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が改定され、活動場所に福祉避難所が追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DWAT 活動場所に福祉避難所を追加（マニュアル 3-2 該当）</li> </ul>
R4 年度研修等による知見 →的確かつ効果的な対応を行うにあたり、ニーズ把握のための先遣隊派遣が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先遣隊に関する記述を追加（マニュアル 3-2-2 該当）</li> </ul>
高知県医療救護計画の改定 ・ 高知県保健医療調整本部の中に DWAT 事務局が追加 ・ DMAT、DHEAT（災害派遣保健チーム）が使用する被災者アセスメント調査票が全国統一様式に変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMAT や DHEAT との情報連携を円滑に行うため、アセスメント調査票の様式を統一（マニュアル 5 該当）</li> </ul>
その他形式的な修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本マニュアルの目的を追記（マニュアル 1-2 該当）</li> <li>・ 派遣決定までの流れを細分化し、記載（マニュアル 3-2-2 該当）</li> <li>・ チーム員の活動内容について、より具体的に記載（マニュアル 3-2-4～7 該当）</li> <li>・ 各種様式について、事務局用、チーム員用を整理（マニュアル 5 該当）</li> </ul>

高知県災害派遣福祉チーム（高知県DWAT）活動マニュアル改訂項目

(現行マニュアル目次)	(目次変更案及び改訂内容)
<b>1. はじめに</b>	
1-1.設立の経緯	
1-2.高知県災害福祉支援ネットワーク会議	目的 (追加)
<b>2. チーム員</b>	
2-1.資格・登録	
2-2.身分	
	2-3.活動時の基本事項 (追加) チーム員ベスト着用、服装の基本スタイル等を記載
<b>3. 活動内容</b>	
3-1.平時の活動	
3-2.災害時の活動	活動先に福祉避難所を追加
	3-2-1.派遣決定までの流れ (追加)
	3-2-2.先遣隊の派遣 (追加)
3-2-1.チーム編成	3-2-3.チーム編成と派遣の基本的な流れ (統合)
3-2-2.派遣の基本的流れ	
3-2-3.活動内容 (到着時)	3-2-4.活動内容 (到着時) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
3-2-4.活動内容 (初期)	3-2-5.活動内容 (初期) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
3-2-5.活動内容 (中期)	3-2-6.活動内容 (中期) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
3-2-6.活動内容 (後期)	3-2-7.活動内容 (後期) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
<b>4. 資機材</b>	
	資機材リストの更新
<b>5. 各種様式</b>	
5-1.健康相談票	・事務局使用様式、チーム員使用様式を分けて目次を整理 ・各様式について、活動現場で使用する様式、平時に使用する様式を分けて目次を整理 (案) 5-1.事務局及びチーム員用様式 (平時) 5-3-1.○○○○ 5-2.チーム員用様式 (発災時) 5-2-1.○○○○ 5-2-2.○○○○ 5-3.事務局用様式 (発災時) 5-1-1.○○○○ 5-1-2.○○○○ ※アセスメントシートは統一様式 (保健医療) を使用
5-2.活動日報	
5-3.車両通行記録表	
5-4.現金出納帳	
5-5.転居・連絡先の変更・転職 (高知県災害派遣福祉チーム員 変更届)	
5-6.氏名の変更 (高知県災害派遣福祉チーム員証再交付申請書)	
5-7.チーム員を辞める (高知県災害派遣福祉チーム員 辞退届)	
<b>6. 資料</b>	
6-1.高知県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱	
6-2.高知県災害福祉支援ネットワーク会議研修部会設置要綱	
6-3.高知県災害派遣福祉チーム設置運営要綱	
6-4.高知県災害派遣福祉チーム員証交付要綱	

### 3-2-1 派遣決定までの流れ



派遣決定までの流れ	高知県災害福祉支援ネットワーク会議		DWATチーム員所属施設長等	高知県DWATチーム員
	事務局 (高知県、高知県社協) 【災害時】DWAT本部	会議構成団体		
①災害発生 (災害救助法適用規模)	情報収集 被害状況 避難所開設状況 避難者数 等  メール等送付 派遣準備依頼の連絡	メール受信	メール受信	メール受信
	派遣依頼があった場合の対応可否の調整 (心づもり)			
②先遣隊派遣の調整	メール等送付 先遣隊派遣の連絡	メール受信	・メール受信 ・対応の可否を検討	・メール受信 ・対応の可否を検討
	先遣隊の派遣決定、派遣同意確認 等			
③先遣隊派遣の同意等の回答	派遣可否の回答受理		メール等で回答	メール等で回答
	・派遣可否について協議→事務局へ回答			
④先遣隊の編成派遣決定連絡	メール等送付 派遣者決定の連絡	メール受信	メール受信	メール受信
	・DWAT本部よりメール送付 (先遣隊編成結果、メンバー等)			
⑤先遣隊派遣	先遣隊へ同行			注意事項等を確認のうえ、派遣先へ出発

派遣決定 までの 流れ	高知県災害福祉支援ネットワーク会議		DWATチーム員 所属施設長等	高知県DWAT チーム員
	事務局 (高知県、高知県社協) 【災害時】DWAT本部	会議構成団体		
⑥派遣要請 被災市町村 他都道府県 等 →派遣決定	要請を受け、 DWAT派遣を決定			
⑦チーム員派遣 可否の照会	メール等送付 DWAT派遣決定 対応可否の打診	メール受信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール受信</li> <li>・対応の可否を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール受信</li> <li>・対応の可否を検討</li> </ul>
			被災地での活動に備え、健康状態や自身の被災状況等に十分留意し、派遣対応可否を判断  (DWAT派遣決定通知、チーム員派遣可否の照会、被災地情報の共有)	
⑧チーム員派遣 可否の回答	派遣可否の回答受理 →チーム編成		メール等で回答  ・派遣可否について協議 →DWAT本部へ回答	メール等で回答
⑨派遣依頼書の 送付	メール等送付 派遣者決定の連絡 *派遣依頼書添付 (P.8参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(派遣決定、集合場所、準備事項等)</li> <li>・派遣されるチーム員とならなかった場合も、情報共有を目的として上記のメールを送付</li> <li>・派遣日時、集合場所、移動手段、チーム人数、活動日数、避難所で求められる支援内容、宿泊有無等を記載</li> </ul>		
⑩派遣当日まで			<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な持ち物の最終チェックを行う。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・DWAT本部より、オリエンテーションを受ける</li> </ul>	
⑪DWAT派遣	集合場所にて派遣先の状況等の説明及び装備品を手交する。			集合場所にて派遣の説明及び装備品を受け取り、派遣先へ出発する。

## 高知県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱

### (目的)

第1条 大規模災害時における要配慮者に対する円滑な福祉支援を目的として、高知県災害福祉支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害

(2) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他一般の避難所において特別な配慮を必要とする者

(3) 福祉支援

避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援すること

(4) 高知県災害派遣福祉チーム

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に一般の避難所において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）

(5) チーム員

チームを構成する者

### (協議内容)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 大規模災害時におけるチームの編成、派遣及び受援等の活動に関すること。
- (2) チーム員の登録及び研修・訓練に関すること。
- (3) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。
- (4) チームに関する周知・啓発に関すること。
- (5) その他ネットワーク会議の活動推進に必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 ネットワーク会議に会長を置き、社会福祉法人高知県社会福祉協議会副会長をもって充て、会長はネットワーク会議の会務を総理する。
- 3 ネットワーク会議に副会長を置き、高知県子ども・福祉政策部副部長（総括）をもって充て、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 ネットワーク会議の活動に関して検討を行うため、ネットワーク会議に部会を置くこ

とができる。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、会長がこれを招集する。

2 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課に置く。

なお、その事務局業務を社会福祉法人高知県社会福祉協議会に委託することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

区分	団体名
社会福祉施設等関係団体	高知県老人福祉施設協議会 高知県介護老人保健施設協議会 高知県地域密着型サービス協議会 高知県身体障害者（児）施設協会 高知県知的障害者福祉協会 高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会 高知県児童養護施設協議会 高知県通所サービス事業所連絡協議会 高知県保育所経営管理協議会 高知県社会福祉法人経営者協議会
福祉職の職能団体	一般社団法人高知県社会福祉士会 高知県介護福祉士会 高知県精神保健福祉士協会 高知県介護支援専門員連絡協議会 高知県相談支援専門員協会 高知県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会
社会福祉協議会	高知県社会福祉協議会
市町村	高知市
県	高知県